

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

わが家では、国民年金保険料を納税組合で家族全員分を納付していた。昭和 62 年 3 月分の保険料が未納となっていることを知り、納税組合長に確認したが納付しないはずは無いと言われた。きちんと納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の納税組合に加入して未納にすることなく国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の地区で 48 年間納税組合長を勤めている者から提出された資料からもそのことが確認できる。

また、家族の納税関係を担当していた申立人の長男の妻は、国民年金保険料納付のための資金は、常に余分に積み立ててあり、納税組合長もなんら問題はなかったと証言している。

さらに、同じ納税組合の国民年金加入者の記録を確認したところ、昭和 62 年 3 月分の国民年金保険料が未納となっている者は見当たらなかったことから、納付組織での納付でありながら、資金的にも問題の無い申立人の家族分だけが納付されなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 210

第1 委員会の結論

申立人は、昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

わが家では、国民年金保険料を納税組合で家族全員分を納付していた。昭和62年3月分の保険料が未納となっていることを知り、納税組合長に確認したが納付しないはずは無いと言われた。きちんと納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の納税組合に加入して未納にすることなく国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の地区で48年間納税組合長を勤めている者から提出された資料からもそのことが確認できる。

また、家族の納税関係を担当していた申立人の長男の妻は、国民年金保険料納付のための資金は、常に余分に積み立ててあり、納税組合長もなんら問題はなかったと証言している。

さらに、同じ納税組合の国民年金加入者の記録を確認したところ、昭和62年3月分の国民年金保険料が未納となっている者は見当たらなかったことから、納付組織での納付でありながら、資金的にも問題の無い申立人の家族分だけが納付されなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 211

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

わが家では、国民年金保険料を納税組合で家族全員分を納付していた。昭和 62 年 3 月分の保険料が未納となっていることを知り、納税組合長に確認したが納付しないはずは無いと言われた。きちんと納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の納税組合に加入して未納にすることなく国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の地区で 48 年間納税組合長を勤めている者から提出された資料からもそのことが確認できる。

また、家族の納税関係を担当していた申立人の妻は、国民年金保険料納付のための資金は、常に余分に積み立ててあり、納税組合長もなんら問題はなかったと証言している。

さらに、同じ納税組合の国民年金加入者の記録を確認したところ、昭和 62 年 3 月分の国民年金保険料が未納となっている者は見当たらなかったことから、納付組織での納付でありながら、資金的にも問題の無い申立人の家族分だけが納付されなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 212

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

わが家では、国民年金保険料を納税組合で家族全員分を納付していた。昭和 62 年 3 月分の保険料が未納となっていることを知り、納税組合長に確認したが納付しないはずは無いと言われた。きちんと納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の納税組合に加入して未納にすることなく国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の地区で 48 年間納税組合長を勤めている者から提出された資料からもそのことが確認できる。

また、家族の納税関係を担当していた申立人は、国民年金保険料納付のための資金は、常に余分に積み立ててあり、納税組合長もなんら問題はなかったと証言している。

さらに、同じ納税組合の国民年金加入者の記録を確認したところ、昭和 62 年 3 月分の国民年金保険料が未納となっている者は見当たらなかったことから、納付組織での納付でありながら、資金的にも問題の無い申立人の家族分だけが納付されなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間が申請による全額免除とされていることが分かった。保険料は母親が家族の分を納付しており、滞納したことは一度もなく、免除の申請ができることすら知らなかったため、申立期間が全額免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された父親の平成9年分の所得税の確定申告書には、支払保険料の欄に、45万6,300円の記載があり、申立人、父親及び母親の3人分の国民年金保険料の金額と一致している。

また、申立人は、20歳に到達した平成8年5月の国民年金保険料を納付して以降現在まで、申立期間を除き前納を含め保険料をすべて納付している。家族の保険料を納付していた母親も、5年6月以降は未納期間がなく、厚生年金保険被保険者期間中に国民年金保険料を納付し還付を二度受ける等、申立人の家族の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人、父親及び母親の3人が国民年金の被保険者であった平成8年12月から9年3月までの保険料について母親だけに納付記録があるが、家族の保険料を納付していた母親が自分の保険料だけ納付したとするのは不自然である。

加えて、申立期間は、申立人の父親も同一の申立てを行い、山梨国民年金事案141においてあっせんされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年3月から同年5月までは59万円、7年6月から8年10月までは41万円、8年11月から9年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年3月31日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を見せてもらったところ、申立期間の標準報酬月額の記録が当時の報酬と大きく相違していることがわかった。報酬を下げることについて会社からは何の説明も無く、退職後に勝手に記録が変えられていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年3月から同年5月までは59万円、7年6月から8年10月までは41万円、8年11月から9年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日以降の同年4月10日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年3月から9年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、A社において取締役の立場であったが、当時の代表取締役の妻及び部下であった元社員は、「申立人は、取締役といっても、職務は営業部長で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、申立期間における一部期間の給与明細書及び事業主の証言から、申立人は、平成7年3月から同年5月までは59万円、7年6月から8年10月までは41万円、8年11月から9年2月までは53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年3月から同年5月までは59万円、7年6月から8年10月までは41万円、8年11月から9年2月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

山梨厚生年金 事案 112

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年3月から9年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年3月31日まで
社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を見せてもらったところ、申立期間の標準報酬月額の記録が当時の報酬と大きく相違していることがわかった。報酬を下げるについて会社からは何の説明も無く、退職後に勝手に記録が変えられていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年3月から9年2月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日以降の同年4月10日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年3月から9年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、A社において取締役の立場であったが、当時の代表取締役の妻及び部下であった元社員は、「申立人は、取締役といっても、職務は商品管理部長で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を^{さきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、申立期間における一部期間の給与明細書及び事業主の証言から、申立人は、平成7年3月から9年2月まで59万円の標準報酬月額に相当する

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年3月から9年2月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

山梨国民年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月まで

市が発行した国民年金手帳の保管証には、昭和 38 年 1 月 15 日に国民年金被保険者の資格を取得したと記載してある。20 歳になった当時は両親と同居しており、父親が両親や姉の分と一緒に私の保険料も納めてくれていたはずなのに、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が母や姉と一緒に申立人の国民年金保険料も納付していたはずであると主張しているが、実際に保険料が納付済みとなっているのは父親のみで、母の納付記録は未納となっており、姉についても、結婚後に保険料を納付し、納付済みとなる前は、申立期間の保険料は未納であったことが社会保険庁保管の台帳により確認できる。

また、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料を納付していたとする父親は亡くなっているため、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 41 年 2 月 18 日にその夫と連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 215

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで
ねんきん特別便によると、昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。その当時、私の保険料は、母が地区の婦人会を通じて納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとするその母は亡くなっており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の更新された国民年金手帳の発行日は、社会保険庁の記録から昭和 44 年 6 月 18 日であり、その時点では申立期間は過年度納付となるため、婦人会では取り扱うことができない期間である上、申立人は、母がまとめて払ってくれたということ聞いた記憶が無く、申立人が過年度納付した形跡も見られない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から62年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から62年11月まで

私は、昭和58年3月に父が急死したため、父が経営していた家具店を引き継ぐこととなり、当時勤務していた会社を退社し、A市役所に国民年金の手続に行った。国民年金の保険料やその他すべての税金をB納税組合の木箱に入れて納付していた。納税組合の口座はC信用組合D支店（現在は、E信用組合D支店）にあり、その通帳のコピーをもらって青色申告をした記憶がある。申立期間は間違いなく国民年金を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和58年3月にA市役所で厚生年金から国民年金への切替えを行った時に、新たに国民年金手帳を発行してもらったと主張しているが、現在所持している年金手帳はその記号番号から62年12月に発行された国民年金の手帳であることが確認できる。

また、申立人は父が急死した昭和58年3月に国民年金の手続を行ったとしているが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の主張する58年3月には手続をしていないと推測される。

さらに、各戸に送付された納付書は納税組合の責任者が回収し、C信用組合D支店に木箱と一緒に持参したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出日から判断すると、申立人の納付書が発行されたとは考えられず、よって申立人の申立期間の国民年金は納付されていなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年12月の時点でさかのぼって納付したとしても58年3月から60年10月までは時効により納付できない期間であり、同年11月から62年3月までは過年度保険

料となるので、納税組合では納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。